

議 案 第 202 号

指定管理者の指定について（大阪市立西淀川スポーツセンターほか 3 施設）

大阪市立西淀川スポーツセンターほか 3 施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

大阪市立西淀川スポーツセンター

大阪市立阿倍野スポーツセンター

大阪市立住吉スポーツセンター

大阪市立住吉屋内プール

2 指定管理者

東京都渋谷区宇田川町16番 4 号

株式会社 ティップネス

3 指定の期間 平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

西淀川スポーツセンターほか 3 施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略